平成 20 年	4月	1/日本	曜日	<b> </b>		¥校 ————————————————————————————————————		第4811号 4	4
第 十 一 号	平成二	○特許庁告示第六号 工業所有権に関す でき公示する。	4586 株	4585	4584 中	番号	号の事業者4	フェース ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	○農林水産の
月平 九成 日二 十 年 四		ブき公示する。 工業所有権に関する手続等のt 工業所有権に関する手続等のt	株式会社オオトモ	式会社ニ次ヒューム管株	中国画材株式会社	名称	号の事業者を次のように指定する。 中小企業信用保険法(昭和二十一中小企業信用保険法(昭和二十一年成二十年四月十七日	に	森林去、昭和二十六年去聿第二〇農林水産省告示第五百九十三号
代表取締役 秋山 敦代表取締役 秋山 敦		)で、同法第三十九条におい9の特例に関する法律(平成	番地一番川県丸亀市綾歌町富熊七十七	番地一	六号岡山市丸の内一丁目一	住	平成二十年四月十七日 - 平成二十年四月十七日 - 経済産業大臣 甘利 明の事業者を次のように指定する。中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第四項第一号の規定に基づき、	京本学(中国) 「	百四十九号)第一
敦   目   ス   表法:   機(	7 <u>\$</u>	おいて準用4			番	所	十四号)第	備の え図の次 3 も村は、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ニ 指定施業要件
サ 行 をl サ 技 行 ビ 術 調 区 Z		する同法第三十号)	二平 十一年二十 二十年二	二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二十二十二	一年 年一月三 月 年一	とができる地でできる地でできる地である。	 	1 主伐に係る伐採種は、定 1 主伐に係る伐採種は、定 2 主伐として伐採をするに 対森林整備計画で定める標 村森林整備計画で定める標 ものとする。 3 間伐に係る森林は、次の で、次の図」及び「次のとおり」 の図面及び関係書類を岡山県庁及の図面及び関係書類を岡山県庁及の図面及び「次のとおり」	) 戈采り うま
大学 の名称を の名称を で の名称を で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		き公示する。 次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第三十六条の規定に基づ特許庁告示第六号	二十一年二月二十八日まで平成二十年二月二十九日から平成	二十一年二月二十日まで平成二十年二月二十一日から平成	一年一月三日まで平成二十年一月四日から平成二十	とができる期間とができる期間を申請することができる期間を申請することができる期間を申請することができる期間を担けして特別に長に対して特別に長いません。	経済産業大臣(甘利)・明四項第一号の規定に基づき、同	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それの人採の限度 次のとおりとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとする。 ものとができる立木の所在する市町村に係る市町もの図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に係る市町をする。	•
変 変 位名 変 変 東北 所									
平成二十年三月四日 平成二十年三月四日 マ成二十年三月四日	二井楽長崎鼻西方照射灯	平成二十年三月四日まで四三メートル 平均水面上から灯火メートル 平均水面上から灯火 ー トル ・		三四一二九一一一三重県鳥羽市 (日和山)	鳥羽導灯(前灯)海上保安庁長官一岩崎一貞二	十七日では、一十七日では、一十七日では、一十七日では、一十九号)第六条の規	その他の変更について、航路標第百十二号 二番地」に改める。 二番地」を「京都府京都市右京	研修所の項中「京都府京都市中学記書に関する告示の一部を次のように定める。	伝免杵に関する省令、召和三十第四百九十号
変更 が	所在	· 	变 更 東 北 手		Û	北所在		変	名
月 年 事日経緯 地置項経緯	地	置称	日経緯	地置	た 事 립項 経	緯 地	.置 称	中 在 た 在   月 事   日経緯 地置項経緯 地置	称
<ul><li>一二十一二月二十七日</li><li>一二七一五四一四二</li><li>一二七一五四一四二</li><li>一二七一五四一四二</li><li>一二七一五四一四二</li><li>一二七一五四十四二</li></ul>	トル) 指向灯の東方約七・八キロ沖縄県金武中城港(金武中	号灯浮標金武中城港具志川火力発電	平成二十手二月二十七日一二七—五四—五四	の西方約八・一キロメート沖縄県金武中城港(伊計島	二七 五四 五四	二六一二三一五六十編県金武中城港(金武中・北)	号灯浮標金武中城港具志川火力発電	平成二十年二月二十七日 平成二十年二月二十七日 平成二十年二月二十七日 平成二十年二月二十七日	バース灯金武中城港具志川火力発電